

令和4年度
長岡市省工省設備導入緊急支援事業補助金
公募要領

長岡市 商工部 産業イノベーション課

1 概要

電気料金の高騰に直面する市内事業者が行う省エネに向けた取り組みに必要となる経費に対し補助金を交付します。

補助対象事業	<p>1 LED 照明設備を導入する事業（従前の照明設備に代えて、新たに LED 照明設備を自己所有の建物に導入する事業） ※導入に要する経費が 20 万円以上のもの。</p> <p>2 省エネ機械設備を導入する事業（1 以外の省エネに資する事業で、導入することにより、従前に比べ、エネルギーの消費が 10% 以上削減することが見込める機械設備を自己所有の建物に導入する事業） ※導入に要する経費が 20 万円未満のもの。 (例) 事務室のルームエアコン、給湯器の入替 デマンド制御機器、タイマー制御機器など</p> <p>※対象とならないもの</p> <ul style="list-style-type: none">・建物の新築、建替え又は購入に関連するもの・電球等の光源のみの取替え・コンセントに差し込んで設置するなど、簡単に移動できるもの・貸アパートなど、自らが直接使用しない建物に施工するもの
施工業者の要件	市内に事業所を有する事業者
補助対象者	<p>市内に事業所を有する中小企業者等のうち、市税、その他市に対する債務の履行を遅滞していない次に掲げるもの。</p> <p>(1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次のいずれにも該当しないもの</p> <ul style="list-style-type: none">ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有し、又は出資している中小企業者イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業者ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 <p>(2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合</p> <p>※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定めるものは対象外とする。</p>
補助金額	<p>1 LED 照明設備 対象経費の3分の2以内（上限200万円） 2 省エネ機械設備 対象経費の3分の2以内（最大13万円）</p> <p>※1、2の組み合わせで最大213万円を補助。 ※1万円未満切り捨て。 ※消費税及び地方消費税相当額、導入に付帯する各種サービス料等、銀行等への口座振込手数料は補助対象外。</p>

2 補助対象期間

交付決定日から事業に着手し、設置が完了し、支払いが終了する日（最長で令和5年1月31日）までが対象となります。ただし、交付決定日以前に事業に着手する必要がある場合は、申請書にその旨と理由を記載したうえで、交付申請日からとします。

3 申請方法

(1) 募集期間（郵送必着）

令和4年7月19日（火）から10月31日（月）まで随時募集（※予算に達した時点で終了）

(2) 提出方法

補助金交付申請書等の必要書類を直接持参又は郵送により提出してください。

※書類に不備がある場合、申請を受け付けられない場合があります。

4 注意事項等

- ・補助対象期間中に支払った事業費のみを補助対象経費とします。
- ・補助事業終了後の5年間、各年における補助事業成果の事業化状況等に関する調査への協力のほか、補助事業に係る帳簿及び証拠書類の保存をしてください。
- ・市が行う補助事業成果の広報（例：ホームページ、パンフレットを作成する際の資料の提供等）に協力してください。

5 提出書類

申請時提出書類（応募期間：令和4年7月19日（火）～10月31日（月））

- ① 交付申請書（様式1）
- ② 事業の見積書
- ④ 施工に関する図面（平面図、立面図）
- ⑤ 導入する設備がわかるもの（カタログのコピーなど）
- ⑥ 導入実施前の写真

※申請内容を変更または中止する場合は事業変更／中止申請書（様式2）を提出

事業終了時提出書類（事業完了後ただちに。令和5年1月31日まで）

- ① 補助金実績報告書（様式3）
- ② 支払いを証する書類（設備等の明細が分かる請求書及び領収書等の写し）
- ③ 導入した設備が確認できる写真
（工事前後の写真）
- ④ その他市長が必要と認める書類

確定通知受領後に提出する書類（受領後おおむね1週間以内）

- ① 補助金請求書（様式4）
- ② 通帳の写し（口座名義人が記載されている通帳の見開きのコピー）

6 その他

- ・交付申請書等の様式は、長岡市ホームページからダウンロードできます。
- ・本補助金の申請にあたっては、本公募要領のほか、「長岡市補助金等交付規則」及び「長岡市省エネ設備導入緊急支援事業補助金交付要綱」を御確認ください（長岡市ホームページでご覧いただけます）。

<提出先・問い合わせ>

【提出先】 〒940-8501（住所不要） 「省エネ設備補助金申請窓口」 行き

**【補助金の
問い合わせ】** 総合相談窓口 TEL：0258-39-1238

【担当課】 長岡市商工部産業イノベーション課
TEL：0258-39-2402 / FAX：0258-36-7385
Eメール：sangyou-seisaku@city.nagaoka.lg.jp

手続きの流れ

申請者		長岡市	
①補助金の交付申請 (契約の締結をする前に)	補助金交付申請書を作成、提出します。 申請書及び添付書類一式を郵送または持参により長岡市商工部産業イノベーション課まで送付してください。 ※申請日前に購入した設備を補助の対象とすることはできません。 ただし、交付決定日前に事業を実施する必要がある場合は、申請書にその旨と理由を記載してください。	②申請書の審査	公募期間に提出された申請書及び添付資料一式を審査します。
③採択結果の受領	採択結果を受領します。 〈採択された場合〉 交付決定通知書を受領します。 〈不採択の場合〉 不交付通知書を受領します。		随時、採択結果を送付します。
④契約の締結	契約を締結し、事業を開始します。 交付決定日以降に契約を締結（発注）、購入してください。（事前着手の場合を除く。）		
⑤事業の着手	設備導入・工事等を実施します。		
⑥経費の支払	設備・工事費用を支払います。 ※領収書等の支払いを証する書類が必要です。		
⑦報告書の提出	事業完了後、補助金実績報告書を作成、提出します。 実績報告書及び添付書類一式を郵送または持参により、送付してください。 (事業終了後概ね1か月以内に送付してください。) 【提出期限】 令和5年1月31日(火)必着	⑧報告書の審査	補助金の実績報告書及び添付資料一式を審査します。 提出された報告書が適正と認められた場合、補助金の確定通知を送付します。 現地調査により、事業内容を確認させていただく場合があります。
⑨補助金確定通知の受領	補助金の確定通知を受領します。		
⑩請求書の提出	請求書を作成し、関係書類と一緒に提出します。 【提出期限】 令和5年2月10日(金)必着	⑪支払い	請求書受領後、30日以内に指定の口座に振込みます。